

答 申

諮問第91号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成23年12月26日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年1月10日付け海建総第359号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年3月16日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分は虚偽であり、取り消すことを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 作成又は取得していない公文書を基に公函訂正業務を進めて

いたことの不正を適正化し、行政の不正を適正化するために、都合の悪い文書や証拠を隠匿している。

- (2) 和歌山県は、地権者全員の承諾書を添付しなくても公図訂正事務が適正であるとする和歌山地方法務局(以下「法務局」という。)からの事前了承の公文書が無いため、「公図訂正の適正」を主張できない。監察査察監は調査もせず、事前了承の公文書が無いのに、県職員の虚偽を鵜呑みにして、適正であったと虚偽を回答しているが、本件処分も虚偽である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、平成13年3月23日付け和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正申出に関して、異議申立人ら3名の同意書又は承諾書(以下「同意書等」という。)が添付されていないと主張し、全員の同意書等を添付しなくても公図訂正事務が適正であるとする法務局からの事前了承の存在を示す公文書の開示を求めている。

公図訂正の申出に関しては、事前に実施機関と法務局との間で協議を行った上で申出を行っている。平成13年以前からも事前協議は行っていたため、当時も法務局とは、「土地所有者からの同意書等はどこまで必要か、また、同意書等を得られない場合はどのように対応するのか等」は、協議済みであったと思われるが、事前了承の公文書の取得までは行っておらず、また、実施機関でも事前協議に係る公文書を作成していない。

よって、「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり

判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、平成13年3月23日付けで実施機関が行った、法務局に対する和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正申出（以下「本件公図訂正」という。）において、全員の同意書等を添付しなくても公図訂正事務が適正であるという法務局からの事前了承の存在を示す公文書が無ければ、実施機関は「公図訂正の適正」を主張できず、本件処分は虚偽であると主張する。

(2) 公図訂正について、実施機関に説明を求めたところ、実施機関は次のとおり回答した。

公図訂正は、法務局の登記官が職権で行うものであり、事案ごとに、同意書等が必要な地番を登記官が判断するもので、登記官の判断基準を示した公文書は実施機関には存在しない。県が行う公図訂正の申出において、登記官の判断により必要とされる同意書等を添付して申出をするという取扱いは、本件公図訂正の当時も現在も同じである。

(3) 実施機関は、本件公図訂正においても、法務局の登記官と事前協議を行ったが、事前了承の公文書の取得までは行っておらず、実施機関でも事前協議に係る公文書を作成していないと説明するのであり、実施機関が本件開示請求の対象公文書を「作成又は取得していない」との説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月23日	○諮問（実施機関）
平成24年6月8日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年10月7日	○審議
平成27年11月12日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年11月25日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年11月26日	○審議
平成28年1月12日	○審議
平成28年5月24日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取

平成28年8月30日	○審議
平成28年9月12日	○審議
平成28年10月3日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成23年12月26日	平成22年4月5日付「21監察第71号「請願書に対する回答について」1. 和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正については、適正に行われています。」としているが、平成13年3月23日付公図訂正申出に〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇の同意書又は承諾書が添付されていない。全員の承諾書を添付しなくても訂正事務が適正であるとする法務局からの事前了承する公文書の開示。